2106

第14号様式（第8条関係）

（その1）

平成２９年分

（平成　　年　　月　　日開催分）

収支報告書

「□」内には、該当するものに「✔」を記入すること。

政治団体の区分	
□	政党
☑	政党の支部
□	政治資金団体
□	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□	その他の政治団体
□	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□	2以上の都道府県の区域等
☑	同一の都道府県の区域内

（ふりがな）　きぼうのとうおおさかふしゅうぎいんだいじゅうにせんきょくしぶ

1　政治団体の名称　希望の党大阪府衆議院第12選挙区支部

〒 572-0018

2　主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市境橋町26－1

3　代表者の氏名　樽床 伸二

4　会計責任者の氏名　嶋田 健吾

事務担当者の氏名

（電話）

（電話）

資金管理団体の指定の有無	
□	有
☑	無

公職の種類　（現・候）

（選挙区）　選挙区

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　樽床 伸二

公職の種類　衆議院議員（現・候）

許可
平 30.4.13
5
大阪府選挙管理委員会

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
PB00001	H29	H300413	H	00101 0

（その２）

収　支　の　状　況

【エラーチェック済】

１　収支の総括表

収　入　総　額	3,270,000
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	3,270,000
支　出　総　額	1,209,940
翌年への繰越額	2,060,060

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,250,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	2,020,000	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	3,270,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	3,270,000	

【エラーチェック済】

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
1	中島　章智	1,250,000	H29/12/11	東京都中野区本町6-17-10	弁護士	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合計	1,250,000				

【エラーチェック済】

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
1	地方主権を確立する会	2,000,000	H29/11/10	東京都新宿区西早稲田2-20-10-201	樽床　伸二	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	20,000				
	合計	2,020,000				

【エラーチェック済】

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
1 経常経費		
(1) 人件費	746,060	0
(2) 光熱水費	0	0
(3) 備品・消耗品費	0	0
(4) 事務所費	0	0
小計	746,060	0
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	0	0
(2) 選挙関係費	0	0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	443,880	0
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0
イ 宣伝事業費	443,880	0
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0
エ その他の事業費	0	0
(4) 調査研究費	0	0
(5) 寄附・交付金	0	0
(6) その他の経費	20,000	0
小計	463,880	0
合計	1,209,940	

【エラーチェック済】

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	ポスター印刷代	443,880	H29/11/24	株式会社ヒューマンメディア	大阪市北区天神橋3丁目2-9川那辺ビル5F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	443,880				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
					無償提供	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	20,000				
	合計	20,000				

(その17)

資産等の状況

【エラーチェック済】

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

【エラーチェック済】

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成30年　4月 11 日

政治団体の名称　希望の党大阪府衆議院第１２選挙区支部

会計責任者の氏名　嶋田　健吾　（印）

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

平成30年4月11日

希望の党大阪府衆議院第１２選挙区支部
代表　樽床　伸二 殿

登録政治資金監査人　塚本義弘

登録番号　第2205号
研修修了年月日　平成21年7月17日

1　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第１項の規定に基づき、希望の党大阪府衆議院第１２選挙区支部の平成29年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、希望の党大阪府衆議院第１２選挙区支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下の通りである。

（１）　法第19条の13第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

（２）　法第19条の13第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第19条の13第２項第３号に規定する事項について、法第12条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第19条の13第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

希望の党大阪府衆議院第１２選挙区支部と私との間には、法第19条の13第５項の規定に違反する事実はない。また、希望の党大阪府衆議院第１２選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上